

○宅地建物取引業者 法第50条第2項の届出

提出書類		提出	備考
<input type="checkbox"/>	1 現地案内所等設置の届出書(様式第十二号(第十九条関係))	○	
<input type="checkbox"/>	2 案内所の地図・販売物件パンフレット等	○	
<input type="checkbox"/>	3 返信用封筒	○	※届出を郵送提出する場合、かつ自社控えが必要な場合のみ 角形2号、宛名記入、簡易書留料金分の切手貼付

※届け出る案内所の所在地を所管する都道府県へ提出することになります。

〔 本県へ提出する場合は、富山県内で案内所を設置する場合です。 〕  
 〔 他の都道府県で設置する場合は、案内所の所在都道府県へ提出してください。 〕

案内所の所在地	富山県知事免許業者	大臣・他の都道府県知事免許業者
富山県内	富山県へ正本1部 ※自社控えが必要な場合、追加で副本1部	富山県へ正本1部、副本1部 ※自社控えが必要な場合、追加で副本1部
他の都道府県	案内所の所在都道府県庁へ提出してください。 なお、部数については都道府県で異なりますので、提出前に各都道府県へご確認ください。	